広情個審第47号 令和4年11月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開·個人情報保護審査会 会長 田邊 誠

保有個人情報不利用停止決定に係る審査請求に対する裁決について (答申)

令和4年4月7日付け広人人第1号で諮問のあったこのことについては、別添のと おり答申します。

(諮問第78号事案)

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和4年4月7日付け広人人第1号の諮問事案(諮問第78号事案)

令和3年11月26日付けの保有個人情報利用停止請求(以下「本件利用停止請求」という。)に対し、 広島市長(以下「実施機関」という。)が同年12月27日付け広島市指令人人第8号で行った保有個人 情報不利用停止決定(以下「本件不利用停止決定」という。)に対する令和4年1月7日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不利用停止決定を取り消し、個人情報の所持をやめ、この個人情報(広島市長宛ての手紙) を、広島市長松井一實氏へ提供することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 今回の個人情報の内容である広島市長宛ての手紙の封筒には、「この手紙は広島市長松井一實様以外に見られたくありません」と記載しているにもかかわらず、秘書課長が開封、内容を読んだ上、請求人の同意を得ずに、市民相談センターへ提供した上、市民相談センターが、人事課へ提供したものである。

また、この手紙の内容には、市民相談センターや人事課へ、この手紙を提供しないよう記載している。このことから、広島市個人情報保護条例(平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。)第8条の規定に違反しており、違法である。

人事課が、個人情報取扱停止請求 (所持の停止) をしたにもかかわらず、所持をやめない決定 をしたことは、請求人に不利益を与える処分行為であり、容認できないため、審査請求を求める。

イ 人事課は、本件不利用停止決定の通知書(以下「保有個人情報利用停止決定通知書」という。) の中で、広島市長宛ての「私信」については市長に提供するとした上で、今回の広島市長宛ての 手紙が「私信」ではないとしているが、事実を誤認している。「私信」とは、「a 個人としての手紙、私用の手紙 b 秘密の知らせ」、であり、今回の広島市長宛ての手紙はbに該当する秘密の 知らせである。「この手紙は広島市長松井一實様以外に見られたくありません」と記載しており、

内容についても、パワハラの問題及び人事課がおかしな対応をしているというもので、人事課へ 提供しないよう求めている。これは、特に人事課に対して秘密にする内容であることは、明白で ある。このため、本件広島市長宛ての手紙を「私信」(秘密の知らせ)として広島市長に提供する ことを求め、「私信」ではないとして、市長への提供はしないという処分の撤回を求めて審査請求 する。

ウ 保有個人情報不利用停止決定通知書には、広島市長宛ての手紙をどうするのかの記載がない。 人事課で聞き取りしたところ、「広島市長宛ての手紙は、このまま人事課で保管する」とのこ とであったが、利用停止を求めたのは、保管を含めての利用停止である。

本来の保管者になるべき広島市長本人へ渡すことによって、利用停止の意味が完結するものである。

このまま人事課で保管されると、文書廃棄の期日まで、何の利用もされず、塩漬けにされ、廃 棄を待つだけとなってしまう。

人事課が利用停止を決めたのは、利用したことが間違っていたということであり、人事課が、 広島市長宛ての手紙を所持する正当性はない。

人事課が、令和4年1月31日以降の利用を停止するというだけでは不十分である。

エ 人事課は条例第8条第1項第6号の規定、実施機関に提供するのに相当の理由があるに該当すると主張すると思われるが、今回の件は、条例第8条第2項の利用目的以外のために利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならないに抵触していると考える。

広島市の現在の対応は、市長宛てに来た手紙であっても、市長の私信以外はどんな内容でも市長は一切読まないし、市長への提供はされないことになっている。内容に対応する課に渡される、その課に渡さないよう書いても事務手続をそう決めているので、対応する課に渡す。本人の渡さないようにという申立ては一切認めない。(秘書課・市民相談センターにて確認済み)

今回の手紙では、人事課の不当性を訴えているにもかかわらず、人事課へ渡すというのは、私 の権利侵害もはなはだしい。相当な理由があるとは思えない。

個人情報をこんな取扱いしていいのか、内部の取扱いがそうなっているが、相当の理由として 認められるのか。

今回の個人情報の取扱いの根拠の1つが、「市長は忙しいので、市長宛ての手紙、意見、提言の1件1件を見ていられない」というもので、それが「相当の理由」の大きな根拠となっているのであるが、年間310件程度ということであれば、1日1件弱ということである。1日1件弱の市への提言が見られないほど市長が忙しいとは思えない。市長は忙しいので手紙は読めないし、各課が全て対応するのは「相当の理由」に該当すると主張するが、数字の上では根拠にならないと考える。

仕事の優先順位の考え方がおかしい。市民の意見は市長が最優先で知っておくべきもの。担当 課が必要と認めたときだけ市長に説明するので、その時に市長が知ればよいという主張は、全然 駄目、それでは市民の考えや意見のほんの一部しか知ることができない。重要度の高い低いにか かわらず、市長が市民の声を知っておくことが重要だということが分かっていないのか。市民の 意見の中には、重要度の高いものと低いものがあるとは思うが、重要度にかかわらず、全て市長 が読むものではないとして扱っているが、こんなことをしていては、市長は裸の王様になってし まう。

以上を踏まえて、以下の対応を求める。

- 人事課は今回の手紙の扱いを取り消すよう求める。
- ・ 取消しということであれば、民法第121条の規定により原状回復を求める。 具体的には、人事課にある手紙を松井市長に提供するよう求める。
- ・ また、人事課からは「あなたにお答えすることはありません」との回答をもらっているが、 この回答の取消しを求める(取消通知を出す)。

念のため言っておくが、回答を出したこと自体を取り消すということであり、「あなたにお答えすることはありません」という考えを取り消すよう言っているのではない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

請求人は、人事課が保有している手紙について保有個人情報利用停止請求をし、それに対して市長が行った本件不利用停止決定について本件審査請求をしているが、次のとおり、その主張は失当であり、本件不利用停止決定に違法又は不当な事由は認められず、本件審査請求は理由がないので、速やかに棄却されるべきである。

- (1) 保有個人情報不利用停止決定について
 - ア 請求人は、手紙について、広島市長以外に見られたくない旨明示していたにもかかわらず、秘書課長が開封し内容を確認した上、差出人の同意を得ることなく、提供を希望しない部署と明示していた市民相談センターを経由し人事課に転送したことは、条例第8条に違反する旨主張する。
 - イ 市長宛ての親展文書は、広島市事務分掌条例及び広島市事務組織規則の規定に基づき当該事務 の分掌所管課において対応しており、市政への要望や陳情等であれば、市政への要望、陳情等の 処理、連絡調整その他広聴に関する業務を所管する市民相談センターに転送している。
 - ウ 本件手紙の内容は、主に以下のとおりである。
 - (ア) 請求人(元市職員)がトイレの使用に関し市民から苦情を受けた際、その対応に当たり上司 から謝罪を強要されたとしてパワーハラスメントの相談をしたが、パワーハラスメントとは 認定されず、請求人の意に沿わない回答であったこと。
 - (4) ハラスメントの相談方法や認定等について、広島市の対応に不満があること。
 - (ウ) 請求人が市職員として在職していた間の、療養期間中における広島市の対応に不満があること。
 - エ 請求人は、本件手紙は広島市(人事課)の対応について不満を申し出るものであることから、 人事課へ提供しないよう求めているが、上記ウのとおり、その内容は主として人事課の所管に係

る要望等であったことから、手紙は市民相談センターから人事課に転送された。

- オ 以上のとおり、人事課が保有している手紙は、要望等に対応することを目的に、条例第8条第 1項第6号に基づき入手したものであり、同条に違反するという請求人の主張は失当である。
- (2) 手紙を市長に提供しないことについて

本件審査請求のうち当該項目は以下のとおり不適法であり、諮問対象ではない。

- ア 請求人は、「手紙を広島市長へ提供しない」という処分の撤回及び手紙の広島市長への提供を 求めている。
- イ 本件審査請求の対象となる処分は、請求人が行った条例第28条第1項の規定に基づく利用停止請求に対する決定処分である。また、同項に定める利用停止請求は、開示を受けた自己に関する保有個人情報を対象とし、当該保有個人情報について、利用の停止若しくは消去又は提供の停止という措置を求めるものである。
- ウ 本件不利用停止決定は同項に定める利用停止請求に対する決定処分であり、利用の停止若しく は消去又は提供の停止という措置を行うか否かを決定するものであることから、本件不利用停止 決定に請求人が主張する行為の履行は含まれないことは明らかである。
- エ 以上のとおり、本件審査請求のうち当該項目は不適法である。

(3) 請求人の反論書について

令和4年2月2日付け請求人の反論書について、手紙を市長に提供しないことについては、上記 (2)同様に不適法であり、諮問対象ではない。また、請求人は人事課が保有個人情報利用停止決定した旨主張するが、人事課は保有個人情報不利用停止決定をしており、請求人の主張は失当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第28条第1項の規定について

条例第28条第1項は、「何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報(中略)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と定め、同項第1号は、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき」は「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を請求することができると規定している。

(2) 条例第5条第1項及び第2項の規定について

条例第5条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない。」と定め、同条第2項は、「実施機関は、前項の規定により明確にされ

た利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

(3) 条例第8条第1項の規定について

条例第8条第1項は、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(中略)を、当該 実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と定めているが、 「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として、次のア~キのいずれ かに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、 又は当該実施機関以外のものに提供することを認めている。

- ア 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。(第1号)
- イ 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。(第2号)
- ウ 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。(第3号)
- エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は 提供するとき。(第4号)
- オ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。(第5号)
- カ 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等(中略)に提供することについて、 相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。(第6号)
- キ 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。(第7号)

(4) 条例第30条の規定について

条例第30条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と定め、同条ただし書は、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(5) 本件利用停止請求の対象となる保有個人情報について

本件利用停止請求の対象となる保有個人情報は、令和3年10月27日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が令和3年11月10日付け広島市指令人人第4号で開示決定した、請求人から令和3年7月21日付けで広島市長宛てに提出された手紙(以下「本件手紙」という。)である。

なお、本件手紙は、実施機関の説明によると、広島市企画総務局秘書課(以下「秘書課」という。) で受領され、及び開封された上で、秘書課から広島市企画総務局市民相談センター(以下「市民相 談センター」という。)に転送され、その後、市民相談センターから広島市企画総務局人事課(以下 「人事課」という。)に転送され、現在、人事課において保有されている。

(6) 本件不利用停止決定について

- ア 本件手紙が入った封筒を秘書課が開けたことについて
 - (ア) 請求人は、本件手紙の封筒には、「この手紙は広島市長松井一實様以外に見られたくありません」と記載しているにもかかわらず、秘書課において開封したことについて、異議を唱える。
 - (4) しかしながら、本件手紙は、広島市長宛てに提出されたものであり、提出先も個人の住所地ではなく、広島市役所であることから、一個人に対して提出されたものとはいえず、広島市長たる職位に対して提出されたものである以上、その取扱いは、広島市の内部の規律による。
 - (ウ) 広島市長宛ての親展文書について、広島市事務分掌条例及び広島市事務組織規則の規定に 基づき当該事務の分掌所管課において対応するという実施機関の説明に、特段、不合理な点は ないことから、秘書課が本件手紙の入った封筒を開けたことが条例に違反するとは認められ ない。

イ 本件手紙を秘書課から市民相談センターに転送したことについて

- (ア) 請求人は、本件手紙を、請求人の同意を得ずに、秘書課から市民相談センターに転送したことについて、異議を唱える。
- (イ) 実施機関は、広島市事務分掌条例及び広島市事務組織規則の規定に基づき、市政への要望 や陳情等であれば、市政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他広聴に関する業務を所管す る市民相談センターに転送している旨説明する。
- (ウ) 当審査会が見分したところ、本件手紙の内容は、市政一般に対するものというより、請求人の個人的な要望に関するものであるが、そのようなものも含めて、市民から、市政への要望や陳情等があったときは、市民相談センターに転送するという実施機関の取扱いが不合理であるとまではいえないことから、本件手紙を秘書課から市民相談センターに転送したことが条例に違反するとは認められない。
- ウ 本件手紙を市民相談センターから人事課に転送し、その手紙を人事課が保有していることについて
 - (ア) 請求人は、秘書課から市民相談センターに転送された本件手紙を、市民相談センターが、請求人の意に反し、人事課に転送したことについて、異議を唱える。また、人事課が、本件手紙を保有していることに異議を唱える。
 - (4) 実施機関は、本件手紙の内容は主として、人事課の所管に係る要望等であったことから、その要望等に対応することを目的に、市民相談センターから人事課に転送され、人事課において 保有されている旨説明する。

- (ウ) 当審査会が調査したところ、本件手紙の内容は、主として、パワーハラスメントに関する相談に係るものであり、それは、広島市においては、主に人事課が所管し、その対応を行うこととなっていることが確認された。
- (エ) よって、本件手紙は、それに対応すべき部署に転送され、及び保有されているものといえる ことから、本件手紙が市民相談センターから人事課に転送され、及び人事課において保有され ていることが条例に違反するとは認められない。

エ 秘書課及び市民相談センターが保有する個人情報の利用停止請求について

- (ア) 当審査会が調査したところ、請求人は、本件利用停止請求のほか、令和3年11月10日付 け広島市指令企秘第1号及び同日付け広島市指令企市第4号で実施機関が開示決定した保有 個人情報に対しても、保有個人情報利用停止請求を行っていることが確認された。
- (イ) また、令和3年11月10日付け広島市指令企秘第1号で実施機関が開示決定した保有個人情報の内容は、秘書課が作成した本件手紙の取扱いに係る事務記録(本件手紙が入っていた封筒の写しを含む。)であり、同日付け広島市指令企市第4号で実施機関が開示決定した保有個人情報の内容は、市民相談センターが保有する本件手紙の写しであるところ、実施機関は、これらの保有個人情報に対する保有個人情報利用停止請求に対しては、いずれも保有個人情報利用停止決定(以下「秘書課及び市民相談センターによる保有個人情報利用停止決定」という。)を行っていることが確認された。

オ 本件不利用停止決定の適法性について

- (ア) 以上のとおり、本件手紙を人事課が保有していること自体が条例に違反しているとは認められず、また、本件手紙の入った封筒を秘書課が開け、それを秘書課から市民相談センターに転送し、その後、市民相談センターから人事課に転送した一連の流れに条例の違反があるとも認められないことから、総じて、本件手紙を人事課が保有していることに条例の違反は確認されなかった。
- (4) 条例第30条は、保有個人情報利用停止請求があった場合の利用停止について、「当該利用 停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確 保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければ ならない」と定めるところ、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、条例第2 8条第1項各号に規定されている違反が認められるときと解される。
- (ウ) このことを前提にすると、秘書課及び市民相談センターによる保有個人情報利用停止決定 の根拠及び意図は不明であるが、上記のとおり、人事課が本件手紙を保有するに至った経緯 及び現在本件手紙を保有していることに、条例第28条第1項各号に規定する違反があると はいえず、本件利用停止請求に理由があるとは認められないことから、結局、実施機関が本件 利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

(7) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらは、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4. 4. 7	広人人第1号の諮問を受理 (諮問第78号で受理)
R 4. 6. 10 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 4. 7. 8 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 4. 8. 12 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 4. 9. 9 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 4. 10. 14 (第5回審査会)	第1部会で審議

参考

広島市情報公開·個人情報保護審査会第1部会委員名簿 (五十音順)

氏 名	役職名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士